

BSE 対策の現状について

平成 31 年 4 月 1 日
医薬・生活衛生局

1. 国内対策

(1) 経緯

平成 13 年 9 月、国内において初めて BSE の発生が確認されたため、同年 10 月、と畜場法に基づきと畜場における牛の特定危険部位（SRM：頭部（舌・ほほ肉を除く）、脊髄、回腸遠位部）の除去・焼却を法令上義務化するとともに、と畜場において、全月齢を対象とした BSE 検査を全国一斉に開始した。平成 16 年 2 月からは食品衛生法に基づき、脊柱の食品への使用を禁止した。

また、生産段階での対応として、飼料規制、死亡牛の BSE 検査等を実施している。

その後、国内外の BSE リスクの低下、国際的な状況等を踏まえ、リスク評価機関である食品安全委員会に評価を依頼し、段階的に対策の見直しを行ってきた。

BSE 検査の対象月齢については、食品安全委員会の評価結果を踏まえ、平成 17 年 7 月に 21 か月齢以上へ、平成 25 年 4 月に 30 か月齢超へ、平成 25 年 7 月に 48 か月齢超へそれぞれ引き上げを行っており、平成 29 年 4 月からは健康と畜牛における BSE 検査を廃止した。と畜場法第 14 条第 1 項に基づく生体検査において、BSE と診断された牛については、同法第 16 条第 1 項に基づき、とさつ禁止の措置がとられる。また、引き続き、生後 24 か月齢以上の牛のうち、生体検査において運動障害、知覚障害、反射異常又は意識障害等の神経症状が疑われたもの及び全身症状を呈するものに対する BSE 検査を実施している。

また、SRM については、平成 25 年 4 月に 30 か月齢以下の頭部（扁桃を除く。）及び脊髄、平成 25 年 2 月に 30 ヶ月齢以下の脊柱を除外する見直しを行った。

(2) 今後の対応

○ SRM の範囲

平成 27 年 12 月に、現行の「全月齢の扁桃及び回腸遠位部、30 か月齢超の牛の頭部（舌、頬肉、皮、扁桃を除く。）、脊髄及び脊柱」から「30 か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮、扁桃を除く。）及び脊髄」に変更した場合のリスクの比較について、食品安全委員会に評価を依頼しており、今後の食品安全委員会での審議、評価結果を踏まえ、必要な管理措置を実施する。

2. 輸入対策

(1) 経緯

平成8年3月、欧州において、人の変異型クロイツフェルト・ヤコブ病(vCJD)とBSEとの関連性が報告されたことから、英国産牛肉の輸入を禁止した。

その後、BSEのEU諸国等への広がり確認されたことから、平成13年2月にBSE発生国からの牛肉の輸入を禁止した。平成15年5月にはカナダで、同年12月には米国で、平成24年12月にはブラジルでBSEの発生が確認されたことからそれぞれ牛肉の輸入を禁止した。

米国及びカナダ産牛肉については、食品安全委員会の評価を踏まえ、20か月齢以下の牛由来等を条件として、平成17年12月に輸入を再開した。

平成23年12月、BSE対策の開始から10年以上が経過し、国内外のBSEのリスクの低下、国際的な状況等を踏まえ、最新の科学的知見に基づいた対策の見直しを行ってきた。国内対策のほか、米国、カナダ、フランス及びオランダの輸入される牛肉の月齢制限について、BSEに関する国際的な管理で使用されている「30か月齢」への引上げ、SRMについては国際基準を考慮した変更について、食品安全委員会に評価を依頼した。その結果、食品安全委員会において、「20か月齢」(フランス・オランダは「輸入禁止」)の場合と「30か月齢」の場合の、リスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる」と評価されたことを踏まえ、平成25年2月に、輸入条件を改正した。

その後も、他のBSE発生国からの要請を踏まえ、資料等が整い次第、食品安全委員会に評価を依頼し、評価結果に基づき輸入条件を定め、現地調査及びパブリックコメントを実施した上で、輸入を再開している(平成31年4月1日現在、15か国(米国、カナダ、フランス、オランダ、アイルランド、ポーランド、ブラジル、ノルウェー、デンマーク、スウェーデン、イタリア、スイス、リヒテンシュタイン、オーストリア及び英国)からの輸入を再開)。

前回部会(平成28年11月)以降の経緯は以下のとおり。

- 平成28年9月、オーストリアの牛肉等について、食品安全委員会にリスク評価を依頼。平成29年1月の食品安全委員会による評価の結果を踏まえ、同年9月に30か月齢以下の牛肉等の輸入を再開。
- 平成29年8月、英国の牛肉等について、食品安全委員会にリスク評価を依頼。平成30年2月の食品安全委員会による評価の結果を踏まえ、平成31年1月に30か月齢以下の牛肉等の輸入を再開。
- 平成31年3月、スペインの牛肉等について、食品安全委員会に評価を依頼。

なお、輸入が再開された国からの牛肉については、輸入条件に適合しているかどうか輸入時に検疫所において衛生証明書の確認、SRMの除去状況の検査をするとともに、適宜現地査察を実施している。

(2) 今後の対応

① 月齢条件

平成 23 年 12 月以降の BSE 発生国からの牛肉等に係る食品安全委員会への諮問内容には、月齢の規制閾値について、「30 か月齢」とした場合の評価を終えた後、国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値を引き上げた場合のリスクの評価についても含まれている。今後、食品安全委員会の評価結果が得られれば、その評価内容を踏まえ、必要な管理措置の見直しを行う。

② SRM の範囲

個別に食品安全委員会の評価が必要。